

町有財産の無償譲渡に係る公募型プロポーザル方式実施公告

公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、海士町財務規則（昭和41年3月31日海士町規則第5号）第83条の規定により、次の通り公告します。

令和8年5月28日

海士町長 大江 和彦

1. 譲渡の目的

町が保有する感染症隔離用トレーラーハウスは、経年劣化により維持管理及び活用が困難な状況にあります。本件物品について、民間事業者等の創意工夫により有効活用を図り、町の財政負担の軽減及び公益の増進に資することを目的として、無償譲与の相手方を公募型プロポーザル方式により選定します。

なお、本プロポーザルは、提案内容の優劣を競うものではなく、譲渡物品が適切かつ確実に活用されることを確認することを目的とします。

2. 譲渡物品の概要

物品名	感染症隔離用トレーラーハウス 2台（赤・緑）
詳細	別紙「資料PDF」のとおり

3. 譲与の方法

公募型プロポーザル方式による無償譲与

本プロポーザルは、提出された応募書類に基づく審査により実施します。

4. その他

詳細については「町有財産の譲渡に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

<提出先>

〒684-0403

島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地

海士町役場交流促進課 担当：五島

TEL：08514-2-0017